

# 侵略的外来種に関する G7 ワークショップ ：要約

11月20日～22日、東京・浜松町コンベンションホール

主催者：日本環境省

## 目次

概要 .....	- 2 -
開会挨拶.....	- 2 -
趣旨説明.....	- 2 -
関連国際機関からの報告 .....	- 3 -
G7 メンバー間の情報共有 .....	- 4 -
IAS に関する G7 声明についての議論 .....	- 7 -
今後についての議論.....	- 7 -
付録 1.出席者リスト .....	- 8 -
付録 2. ワークショップのプログラム.....	- 9 -

## 概要

侵略的外来種（IAS）は、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）の「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」<sup>1</sup>にも反映されているように、生物多様性損失の主要な直接要因の1つである。その負の影響は地球規模で増加しており、意図的・非意図的に国境を越えて増加するIASの輸送（移動）を効果的に管理するためには、あらゆるレベル・地域において、セクターや政府機関の垣根を越えた協力体制を強化する必要がある。

行動を強化する必要性を反映し、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）<sup>2</sup>のターゲット6は、2030年までに侵略的外来種の導入・定着率を50%削減することを目指している。さらに、IPBESは最近、侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書<sup>3</sup>（以下、IPBES IAS 評価報告書）を発表し、行動するための有益な科学的情報を提供した。2023年4月に日本で開催されたG7 気候・エネルギー・環境大臣会合<sup>4</sup>では、IASに対処する必要性が強調され、国際協力の強化に関する一連の推奨事項を作成することについて決定された。

これを踏まえ、日本環境省は3つのイベントを開催した<sup>5</sup>。最初の2つのイベントは、IASに関する意見交換の場として、本ワークショップに先んじて開催された。1つ目は2023年10月5日に行われたウェビナー、2つ目は2023年10月15日に開催された第25回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA-25）のサイドイベントである。

侵略的外来種に関するG7ワークショップにおいては、はじめに日本環境省から開会挨拶と趣旨説明が行われた。続いて、生物多様性条約（CBD）事務局、IPBES IAS 評価共同議長、国際自然保護連合（IUCN）からの報告があった。その後、各G7メンバーの代表が、IASに対処するための行動や政策について情報を共有した。初日の終わりには、「侵略的外来種に関するG7声明」を推敲するための議論が開始され、ワークショップ最終日に最終決定・発表された。

## 開会挨拶

### 白石隆夫 日本環境省 自然環境局長

白石氏はまず、侵略的外来種（IAS）の問題について世界的な協力と行動を必要とする、世界の生物多様性損失の5つの主要な直接要因の1つとして概説した。また、最近採択されたGBFにおけるIASに関するターゲット6とIPBES IAS 評価報告書の重要性について指摘した。さらに、IPBES IAS 評価は日本の地球環境戦略研究機関（IGES）に技術支援機関（TSU）を置いていること、日本のG7議長国在任期間中には、IASに関する国内施策を強化するとともに、今回のイベントなどを通じて世界的な協調を支援してきたことを強調した。

## 趣旨説明

### 中尾文子 日本環境省自然環境局 自然環境情報分析官

中尾氏は、ワークショップのプログラム概要を説明した後、G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ<sup>6</sup>におけるワークショップ開催の言及について紹介した。また、白石氏が訴えた国際協力の必要性、ターゲット6の

<sup>1</sup> IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書, <https://www.ipbes.net/global-assessment>

<sup>2</sup> 昆明・モントリオール生物多様性枠組, <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-04-en.pdf>

<sup>3</sup> IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書: <https://www.ipbes.net/ias>

<sup>4</sup> G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ: <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230417004/20230417004-1.pdf> (原文); <https://www.env.go.jp/content/000163420.pdf> (日本語訳)

<sup>5</sup> 日本環境省が主催した2つのIASに関するイベントのリンク: [https://www.env.go.jp/en/nature/gairai\\_inter-conf\\_2023.html](https://www.env.go.jp/en/nature/gairai_inter-conf_2023.html) (英語); [https://www.env.go.jp/nature/gairai\\_inter-conf\\_2023.html](https://www.env.go.jp/nature/gairai_inter-conf_2023.html) (日本語)

<sup>6</sup> G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ: <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230417004/20230417004-1.pdf>

重要性、IPBES の IAS 報告書<sup>7</sup>から得られた知見について紹介し、今回の G7 ワークショップに先立ち開催されたウェビナーと SBSTTA-25 のサイドイベントについて簡単に報告した。これらのイベントで寄せられた意見は、G7 ワークショップの成果文書の草案作成において考慮されていると説明した。

## 関連国際機関からの報告

### マリアネラ・アラヤ・ケサーダ CBD 事務局 侵略的外来種/生物多様性・保健担当官

アラヤ・ケサーダ氏は、CBD が IAS に関与するようになったのは、第 8 条(h)項が IAS に焦点を当てたことに始まると説明した。CBD は国際的なガバナンス・メカニズムとして機能し、CBD の決定は各国の政策や規制に反映されてきた。IPBES IAS 評価を含む既存の作業を基に、ターゲット 6 を達成するための戦略的アプローチの必要性について言及した。また、評価報告書を引用し、各国は全政府的・全社会的アプローチで協力し、能力の限られた国々を支援する必要があると述べた。さらに、侵略的外来種国家戦略・行動計画 (NISSAPs) 及び生物多様性国家戦略・行動計画 (NBSAPs) を更新し、それによって IAS 活動のための資金やその他の支援を確保する機会であることを指摘した。アラヤ・ケサーダ氏は、CBD の下で設立された IAS に関する機関間リエゾングループ (Inter-agency Liaison Group on Invasive Alien Species : ILG) を紹介し、ILG はネットワーク構築と協力を支援し、ターゲット 6 の実施を支援するツールキットの更新を支援する予定であると述べた。

### ヘレン・ロイ IPBES 侵略的外来種評価 共同議長

ロイ氏は、日本による IGES における TSU のホストを通じた、IAS 評価に対する貢献に謝意を表した。また、4 年にわたる評価のプロセスを簡単に説明し、様々な価値観や知識体系を活用し、13,000 以上の文献が詳細に検討されたと述べた。IAS 評価報告書は地球全体を対象としており、世界では 37,000 種の外来種が導入され、定着しており、毎年 200 種の外来種が新たに記録されていると説明した。そのうち 3,500 種が侵略的な（自然に悪影響を与える）種であり、2,300 種が先住民や地域社会の土地に生息していると述べた。ロイ氏は、IAS への対策は不十分であり、80%の国が NBSAPs の IAS 目標を掲げているにもかかわらず、そのうち 83%が IAS に関する国内法や規制を持たず、半数近くが IAS 管理に資金を投入していないと述べた。評価報告書によると、世界の種の絶滅の 60%は、少なくとも部分的に IAS によって引き起こされており、2019 年の世界の年間コストは少なくとも 4,230 億米ドルにのぼり、IAS による利益をはるかに上回っている。

### アニバル・ポーチャード IPBES 侵略的外来種評価 共同議長

ポーチャード氏は IPBES IAS 評価の重要な特徴として、これまでで最も包括的な IAS に関する地球規模の評価であると述べた。また、ロイ氏が述べた数字に加え、現在のペースでは、2050 年までに外来種の数 は 2005 年の 30% 増となる可能性があることを説明した。IAS は、土地利用変化や気候変動のような他の変化要因と相互作用があり、統合的な解決策が必要である、また、（生態系の）回復を含む順応的な管理が IAS 対策には不可欠であり、海洋生態系と陸上生態系では互いに異なる管理が必要であると述べた。

### ピーター・ストゥート IPBES 侵略的外来種評価 共同議長

ストゥート氏は、今回の評価では、早急かつ持続的な行動と十分な資源、そして長期的な取り組みがあれば、国際社会は IAS の潮流を食い止めることができることが明らかになったと述べた。そして、ターゲット 6 を達成することで、他の GBF 目標や SDGs も達成できる可能性が高まることを指摘した。また、50 以上の言語と 100 カ国以上で発表された IAS 評価報告書のメディア報道の概要と、政府、組織、民間部門による対応措置について紹介した。さらに、生物多様性戦略策定への利用、他言語への翻訳、イベント、プロジェクト資金調達の動機付けなど、評価の影響と普及活動について説明した。

<sup>7</sup> 侵略的外来種とその防除に関する IPBES 評価報告書：<https://www.ipbes.net/ias>

## ケビン・スミス 国際自然保護連合(IUCN) 侵略的外来種担当官

スミス氏は、IUCN が IAS にどのように取り組んできたかについて紹介した。種の保存委員会には外来種専門家グループ (ISSG) があり、IUCN 事務局と協力して、IAS に関する政策を支援するための基準や技術ガイダンスプロジェクトを開発している。彼は、IUCN がしばしば他の機関とともに開発した、取組を進めるために使用できるツールを紹介した。これには、世界導入・侵略種登録 (GRIIS)<sup>8</sup>、IAS の CBD カテゴリーに関するガイダンス<sup>9</sup>、侵入生物データベース (GISD)<sup>10</sup>、EICAT<sup>11</sup> と呼ばれる外来種の影響を評価する手法、絶滅危惧種のレッドリスト<sup>12</sup> などが含まれる。また、IUCN やその他の団体が、例えば欧州連合の IAS 規制の実施において欧州委員会を支援するなど、IAS に関するガイダンスを作成していると述べた。今後については、IUCN は特に、民間部門とより密接に協力し、民間部門が IAS に対処するための行動を特定することに関心があると述べた。

## G7 メンバー間の情報共有

G7 メンバーは、各国における IAS 対策の状況を共有した。G7 メンバーによる発表概要は、「侵略的外来種に関する G7 各国の政策及びグッド・プラクティス集」(英語のみ)として公開されている。

([https://www.env.go.jp/nature/gairai\\_inter-conf\\_2023.html](https://www.env.go.jp/nature/gairai_inter-conf_2023.html))

### 日本

日本は、IAS による被害は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律<sup>13</sup> と、関連する政策および行動計画に基づいて対処されていると説明した。昨年改正された同法では、ヒアリ (*Solenopsis invicta*) などを要緊急対処特定外来生物に指定している。改正された法律では、政府と地方自治体の責任も明確化されている。これにより、IAS 対策がさらに推進されることが期待される。ヒアリに関する新たなガイドラインを通じて民間部門の参画も推進しており、国際協力の強化とビジネスセクターの参画促進に重点が置かれている。環境省はまた、アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) やミシシippアカミミガメ (*Trachemys scripta*) の防除を関係省庁や専門家、市民と協力して行っている。外来種被害防止行動計画は、日本の直近の NBSAPs<sup>14</sup> に基づいて見直し作業が行われている。

日本は、輸入品を通じて非意図的に IAS が持ち込まれるリスクに直面している。また、アルゼンチンアリ (*Linepithema humile*) を根絶するために殺虫餌を試験的に使用し、防除対策終了後、在来の節足動物群集がすぐに回復したとの報告があり、この対策マニュアルが現在地方自治体で有効活用されていると説明した。現在、ヒアリについても同様の対策が成功しつつある。また、わさび由来の化合物、港湾での船舶コンテナの消毒のためのピレスロイド系エアゾールスプレー、全国にキットとして配布されている DNA 増幅技術なども使われていると述べられた。

### イタリア

イタリアは、EU の規則 1143/2014 によって法的な枠組が定められていると述べた。国内の枠組には、さまざまな国内法、行動計画、技術指針 (地域のシステムやモニタリングプログラムの確立、自然に関する指令 (Nature Directive) の報告など) が含まれる。国の管轄は環境省であり、他の省庁や地域と共有され、IAS ウェブサイトや

<sup>8</sup> 世界導入・侵略種登録 : <https://griis.org>

<sup>9</sup> 侵略的外来種の導入に関する CBD の経路分類のためのガイダンス : <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/f8627bbc-1f15-11eb-b57e-01aa75ed71a1>

<sup>10</sup> 侵入生物データベース : <http://www.iucngisd.org/gisd/>

<sup>11</sup> EICAT (Environmental Impact Classification of Alien Taxa) : <https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2020-026-En.pdf>

<sup>12</sup> IUCN 絶滅危惧種レッドリスト : <https://www.iucnredlist.org>

<sup>13</sup> 以下を参照 : <https://www.env.go.jp/en/nature/as.html>

<sup>14</sup> 日本の生物多様性国家戦略・行動計画 2023-2030: <https://www.cbd.int/doc/world/jp/jp-nbsap-v6-ja.pdf>

国の IAS データベースを所管するイタリア環境保護研究機構 (ISPRA) がサポートしている。地域 (州や基礎自治体とともにイタリアを構成する主体) は、欧州連合の規則を実施する責任がある。この責任には、特に地域内の種のモニタリング、駆除、管理、自然再生が含まれる。IAS に関する大半の国際的なデータベースと EICAT 評価は ISPRA がホストしている。イタリアは、IAS に関するイタリアの優良事例には、意識向上、コミュニケーション、専用コースでの研修が含まれると説明した。また、優良事例の普及や自主的な措置の実施のために、産業界や団体との間で 50 の覚書が交わされていると付け加えた。

## カナダ

カナダは 2020 年、5 年ごとに更新される野生種報告書で、カナダで分析された 50,000 種以上のうち 3,200 種が外来種であることを明らかにした。また、現在 42 の絶滅危惧種がリストアップされており、これらは IAS による高い、または中程度の脅威に面している。IAS に対する基礎自治体の年間支出は約 2 億 4,790 万カナダドルと推定され、調査対象となった基礎自治体は、現在の IAS に対する資金が不十分であると指摘した。さらにカナダは、カワホトトギスガイ (ゼブラガイ) (*Dreissena polymorpha*) の経済的影響は、オンタリオ州だけで 7500 万~9500 万カナダドルに上ると推定していると述べた。さらに連邦・州・準州の委員会が、独自の IAS リストを持っているカナダの管轄区域間の IAS 関連の調整において重要な役割を果たしていると強調した。カナダには、水生 IAS の規則と植物保護法及び規則という 2 つの連邦リストを含む、60 以上の IAS 関連規制がある。2004 年に連邦政府と州・準州によって承認されたカナダの IAS 戦略は、環境・気候変動大臣、農業大臣、漁業・海洋大臣を IAS に関する連邦政府の主導者としている。この戦略をよりよく実施するための勧告が 2017 年に発表された。カナダは、2030 年生物多様性国家戦略が 2024 年に計画されていると説明した。戦略の策定には、20 以上の連邦省庁、すべての州と準州、国内の先住民組織、さらに市民や様々な利害関係者が関わっている。既存の取組について、リスク評価、経済的影響、管理手法が研究されており、リスクの高い要素を特定するための国境管理の自動化システムが試験運用されていることに言及した。ターゲット 6 の達成にはパートナーシップ構築が重要であり、非政府組織や準国家政府への支援、カナダ外来生物対策協議会や外来生物センターのような国家組織との連携が含まれる。一方、地域レベルでは、北米 IAS フォーラムがカナダ、メキシコ、アメリカの連携を生み、カナダも水生 IAS 関連で協力している。

## フランス

フランスは、生物多様性保全に関する国内法が 2016 年に発表され、IAS に関する国内法は欧州連合の規制に提出されていると述べた。また、2017 年に侵略的外来種国家戦略が発表され、IAS の導入と拡散を防ぐための現在の戦略計画は、2022 年から 2030 年までとなっている。IAS の問題は、エコロジー移行・地域結束省によって規制されており、IAS に関する行動の多くは、生物多様性に関する国家機関の下で扱われている。欧州連合の規制下にある種のほかに、30 種が大都市圏で規制されており、自然界への放出は禁止されている。フランスの IAS 資料センターは、IAS 問題に取り組む管理者向けの技術文書や資料を作成している。フランスは、欧州理事会が発表したすべての行動規範や IUCN のガイドがフランス語に翻訳され、特定の状況下に適応されていると述べ、また、市民参加を利用して IAS を特定し、情報を入手するアプリケーションについても言及した。新たな生物多様性国家戦略は 2023 年 11 月に発表された。これは 2022 年から 2030 年にかけての戦略、かつ GBF に沿ったものであり、IAS に関する包括的な対策を含む。資金面では、エコロジー移行・地域結束省は、生物多様性国家戦略を通じて、2024 年から 2030 年まで、年間 1600 万ユーロの IAS 関連予算を計上している。フランスは、強化すべき分野として、省庁間や管理組織間の連携強化などを挙げた。

## 米国

米国は、1999 年に設立された全米外来生物対策協議会 (NISC) が 2016 年に更新され、12 の連邦省庁と 4 つのホワイトハウス事務所を横断して、IAS に関する政府全体の調整を行うようになったと説明した。2020 年、NISC は、気候変動、森林火災、早期発見・迅速対応といったテーマ別の優先課題に重点を移すことになった。気候変動に関しては、NISC は定期的に会合を開き、例えば、多くの場合、IAS である地理的範囲を移動する種に関する情報を共有している。気候に関連するその他の作業には、気候条件に制約のある自然の生息地において、絶滅危惧種の管理された移動に関連した IAS リスクへの対処におけるガイダンスが含まれる。山火事に関する対策とし

ては、最近ハワイで報告されたように、火災リスクを悪化させる侵略的植物に焦点を当てた機関間タスクチームがあり、事前の対策や火災前の管理、山火事への対応、火災後の復旧・復興などに取り組んでいる。非農業種に焦点を当てた、全国的な早期発見と迅速な対応の枠組の開発に着目していると述べた。また、農業と入国港における早期発見と迅速な対応は強固なものであるが、野生生物と水生 IAS については、対応能力を強化する必要がある、関係機関間のコミュニケーションが不可欠である。全米の IAS 情報センターは、市民やその他の人々がアクセスできるよう情報収集に努めている。また、ウェブサイト [Recreation.gov](https://www.recreation.gov) は、アウトドアを楽しむ人に IAS 情報を提供している。米国は、十分なサービスを受けていない地域社会における IAS の影響への対処が主要な優先事項であり、2024 年の作業計画には生物学的防除と島のバイオセキュリティに関する作業も含まれていると述べている。支出の面では、IAS に関連する 7 つの分野にわたる連邦省庁の支出を「横断予算」で調べたところ、36 億米ドルに達した。

## 英国

英国に生息する外来種は約 2,000 種で、毎年 10~12 種が新たに定着しているという。これらの種のうち約 10~15% が重大な悪影響を及ぼす可能性があり、真菌類を除く直接コストは年間約 19 億英ポンドと推定される。北アイルランドを除き、国内で IAS 戦略を共有しており、その最新版は 2023 年から 2030 年までのもので、GBF ターゲット 6 が盛り込まれ、法的枠組みも強化されていると説明した。また、ターゲット 6 はイングランドの環境改善計画 (Environmental improvement plan) にも盛り込まれている。利害関係者を教育するため、関連法を施行する・外来種事務局監査局 (The Non-native Species Secretariat Inspectorate) が設立され、2000 年比で少なくとも 50% の定着数の削減を目指している。主な法律は、欧州連合の規制に基づく 2019 年の IAS 施行・許可令 (The Invasive Alien Species (Enforcement and Permitting) Order 2019) である。特に懸念される種のリストは、英国固有の要件に適合するよう修正されている。また、40 の異なる導入経路が特定され、優先順位付けが主要な焦点であると述べた。特定された優先経路ごとに、経路行動計画が策定される。リスク評価とリスク管理を組み合わせ、種の優先順位が付けられ、その種がもたらすリスクと管理の実行可能性が考慮され、それに対処するための行動計画や緊急時対応計画が実施される。英国の海外領土は、英国の生物多様性の 90% 以上を有しており、特に侵入種に対して脆弱である。政府は、英国の専門知識、プロセス、システムの共有を含め、海外領土におけるバイオセキュリティの向上を支援するプロジェクトに取り組んできた。また、外来種に対する資金は、植物衛生や動物衛生のほんの一部に過ぎない現状について説明した。さらに資金の大半は、新たに持ち込まれた種の予防や迅速な対応よりも、既存の問題となっている種に費やされている。新たな外来種検査局が収集した証拠によると、釣り人やボート利用者の約 20%、コンテナ利用者の約 5% が、非意図的に問題となりうる種を持ち込む可能性があるという。最後に、IPBES の SPM に同意し、より大きな野心、資源、統合されたガバナンス、協力があれば、IAS に対処できるとしている。これに向けた取り組みにおいて、動植物衛生など、他のバイオセキュリティ分野から学ぶことができると述べた。

## ドイツ

ドイツは、現在 88 種を数える欧州連合リストに基づいて、IAS に関する欧州連合規則 1143/2014 を実施していると説明した。欧州連合リストに掲載された種は、意図的に飼育したり、欧州連合域内、あるいは域外から輸送したり、繁殖させたりしてはならない。IAS に関する欧州連合規則によると、欧州連合リストに掲載されている種のうち、広く拡散していない種は周知と迅速な根絶措置が必要であるが、広く拡散している種は管理措置が必要である。ドイツでは、各連邦州が、特に広く拡散していない種や広く拡散している種に対する対策の実施に責任を負っている。IAS に関する国民の意識は、連邦自然保護庁の IAS ウェブサイトや、IPBES の IAS 評価報告書が近々紹介される 2 年に 1 度の会議などを通じて高められている。ドイツは 2021 年、連邦省庁や連邦地域が参加し、パブリックコンサルテーションを経て、IAS の非意図的な優先導入経路に関する初の行動計画を発表した。IAS の経路に関する行動計画は現在、2025 年の欧州委員会への提出に向けて更新中である。最初の行動計画では 14 の優先経路が特定され、経路を利用する種の量に基づいて優先順位が付けられた。その後、研究、教育、広報活動、ガイドラインやハンドブックなど 24 の対策が策定され、IAS の非意図的な導入や拡散に対処するための行動計画に盛り込まれた。措置の多くは分野や経路を横断しているが、義務ではないため実施は困難である。ドイツは今年、データポータルを開発するプロジェクトが開始されたと紹介した。このプロジェクトは、IAS に関する行政作業と IAS に関する欧州連合規則の実施をより円滑に行うことを目的としている。このデータポータルで

は、外来種と IAS に関するすべての地理データを統合、分布図を作成し、外来種と IAS に関する分析を行うことなどが計画されている。ドイツは、欧州レベルでは、「ライフ・プロジェクト」が環境と気候変動対策に関するプロジェクトに資金を提供していると説明した。例えば、「MICA ライフ・プロジェクト」は、オランダ、ドイツ、ベルギーの協力のもと、ヌートリアとマスカラットの生息数を制御するものである。国際的な規模では、例えば国際的気候イニシアティブ (IKI) の中で、IAS に焦点を当てたプロジェクトに融資や支援が行われているという。

## 欧州連合

欧州連合によると、加盟国は国家レベルで IAS の蔓延を防止し、根絶するための対策を講じ、欧州委員会に報告書を提出することが義務付けられている。2022 年に欧州連合のリストが更新された際には、22 種が新たに追加され、次の更新は 2024 年に予定されている。欧州委員会は、より完全かつ比較可能な報告書を作成するため、加盟国による報告書の書式を改訂する新たな施行規則を 2024 年初めに提案する予定である。また、2030 年に向けた欧州連合の生物多様性戦略には IAS が含まれており、その最終目標は IAS によって絶滅の危機に瀕している種の数 50% 減少させることであると説明した。欧州連合は最後に、2024 年 3 月 14 日にブリュッセルで IAS に関する特別イベントを開催することを発表した。このイベントには、加盟国の税関、動植物検疫機関、環境省の職員が参加する予定であり、欧州連合による国境管理の実施について話し合われる予定である。

## IAS に関する G7 声明についての議論

議長である中尾氏の進行の下、G7 メンバーは、2023 年初めから G7 メンバーが取り組んできた推奨事項の草案を最終化させた。一連の議論は、IPBES の IAS 評価からの情報を踏まえて行われた。この成果文書は、ワークショップ後に「侵略的外来種に関する G7 声明」として最終決定・発表され、以下のウェブサイト ([https://www.env.go.jp/en/nature/gairai\\_inter-conf\\_2023.html](https://www.env.go.jp/en/nature/gairai_inter-conf_2023.html)) で公開された。

声明は以下のセクションで構成されている：I. 導入；II. IAS 対策に関する共通の全般的見解、III. IAS の脅威への対処に関する国際協力を強化するための我々の共通の見解と、GBF のターゲット 6 の達成に向けた我々の最初の行動、そして IV. フォローアッププロセスである。

第 1 章では、IAS がもたらす課題と、それに対する最近の世界的な動きを整理し、G7 声明に至るプロセスを概説した。

第 2 章は、IAS の課題に対する G7 メンバー間の共通認識と、IAS の課題に共に取り組むという G7 メンバーの抱負を表明したものである。

最も長いセクションである第 3 章は、IAS に対処するためにどのように協力するかに焦点を絞ったもので、4 つのサブセクションに分かれている。最初のサブセクションは、グローバル、地域的、二国間の協力を推進する方法を列挙し、2 番目は科学研究、グローバルデータベースと情報システムの強化の重要性を詳述し、3 番目は全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化に関する G7 メンバーの共通見解を詳述し、4 番目は IAS に対処するための能力構築の重要性を強調している。

フォローアッププロセスに関する最後の短いセクションは、G7 声明とその思いが、この重要なトピックに関する協力の継続と拡大につながることを保証するものであった。

## 今後についての議論

この G7 声明を最終決定した後、G7 メンバーは IAS 対策に関する国際協力の強化方法について更なる意見交換を行った。また、ワークショップを踏まえ、速やかにできる行動として、情報共有することを約束した。

中尾氏（議長）は、GBF ターゲット 6 の達成に向けた一步を踏み出すことができたのは、ワークショップ全体を通して参加者を含む全ての関係者のおかげであると謝辞を述べた。

その後、白石氏が閉会挨拶を行った。

## 付録 1.出席者リスト

### 日本

白石隆夫 環境省自然環境局長

中澤圭一 環境省自然環境局 野生生物課長

松本英昭 環境省自然環境局 野生生物課外来生物対策室長

五箇公一 国立環境研究所 生物多様性領域生態リスク評価・対策研究室長

坂本洋典 国立環境研究所 生物多様性領域生態リスク評価・対策研究室 主任研究員

### イタリア

アンナ・イェーレ 在日イタリア大使館 農業政策部農業専門家

### カナダ

レイチェル・トゥー＝ヴァン・アリエ＝ジュグラード カナダ野生生物局 環境気候変動担当シニア 政策アドバイザー

### フランス

ロゼリ・ペランス パリ国立自然史博物館 進化・生物多様性部門 系統学研究所、マクロ生態学・系統学准

レミー・カルディネ 駐日フランス大使館 経済・財務・産業・デジタル主権省 参事官（持続可能な開発担当）

### 米国

スタンレー（スタス）・ウェア・バーギエル 全米外来種協議会事務局長

### 英国

フィン・イトン 英国環境・食糧・農村地域省 外来種政策部長

オラフ・ブーイ 英国環境・動植物衛生局 外来種担当副長官

### ドイツ

ラルフ・ベッカー 連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省 自然保護局副局長

クララ・フラスコーニ・ウェント 連邦自然保護局 動物保護部研究員

### 欧州連合

ネヴェナ・マテヴァ 駐日欧州連合代表部 通商部一等書記官

### 関係機関／専門家

マリアネラ・アラヤ・ケサーダ 生物多様性事務局 侵略的外来種担当官

ケビン・グラハム・スミス 国際自然保護連合 侵略的外来種担当官

アニバル・ポーチャード チリ コンセプション大学 教授

ヘレン・ロイ 英国 生態学・水文学センター 教授

ピーター・ストゥート カナダ オンタリオ工科大学 教授

### 議長

中尾文子 環境省自然環境局 自然環境情報分析官

## 付録 2. ワークショップのプログラム

11月20日（月）			
10:00	-	10:05	環境省自然環境局長による開会挨拶
10:05	-	10:15	趣旨説明
10:15	-	11:15	関連機関（SCBD、IPBES、IUCN）からの報告 (15分、質疑応答各5分)
11:15	-	11:25	写真撮影
11:25	-	13:00	昼食
13:00	-	15:40	G7メンバー間の情報共有（15分、質疑応答各5分）
15:40	-	16:00	休憩
16:00	-	17:20	<b>I. 導入／II. IAS 対策に関する共通の全般的見解</b>
17:20	-	17:40	休憩
17:40	-	19:00	<b>III. IAS の脅威への対処に関する国際協力を強化するための我々の共通の見解と、GBF のターゲット 6 の達成に向けた我々の最初の行動</b> <b>1. グローバル、地域、二国間の協力の推進</b>
19:00	-	21:00	レセプション
11月21日（火）			
10:00	-	11:40	<b>III 2. 科学研究、グローバル・データベース、情報システムの強化</b>
11:40	-	12:00	休憩
12:00	-	13:00	<b>III 3. 全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化</b>
13:00	-	14:30	昼食
14:30	-	15:00	<b>III 3. 全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化（続き）</b>
15:00	-	16:30	<b>III 4. 能力構築</b>
16:30	-	16:50	休憩
16:50	-	18:00	<b>IV. 今後についての議論</b>
18:00	-	19:00	[残された課題についての議論]
11月22日（水）			
10:00	-	11:50	[残された課題についての議論]
11:50	-	12:00	閉会挨拶